

佐賀県告示第236号

佐賀県未収債権審査委員会設置規程（昭和39年佐賀県告示第359号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（組織）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 会長は、<u>経営支援本部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、<u>各本部の副本部長、財務課長及び出納局長並びに知事が任命する職員</u>をもって充てる。</p> <p>（委員会の庶務）</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>経営支援本部財務課</u>で処理する。</p>	<p>（組織）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 会長は、<u>総務部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、<u>財政課長、出納局長及び各部主管課の課長並びに知事が任命する職員</u>をもって充てる。</p> <p>（委員会の庶務）</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>総務部財政課</u>で処理する。</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。